

1 進路選択等学生支援事業

(1) 実施主体について

問1 事業を実施するにあたり、事業の一部を委託することは可能ですか。

(答) 可能です。ただし、事業の過半を委託するようなことは実施主体として適当ではありません。

問2 福祉系大学・短大・高校は本事業の対象になりますか。

(答) 本事業は、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士を養成する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した養成施設を対象としているため、福祉系大学や福祉系高校等は、本事業の対象外となります。

問3 私学助成金等、学校の運営費全般について補助や助成等を受けていますが、本事業の対象となりますか。

(答) 本事業にかかる経費が助成等の対象に含まれ得ると考えられる場合は、本事業の対象となりません。

(2) 定員充足率について

問4 定員充足率は、事業実施年度の4月1日をもって判断するとされていますが、翌年度に変動した場合は、補助単価も変わりますか。

(答) お見込みのとおりです。

(3) 専門員について

問5 「専門員」は、養成施設の既存職員でもよいでしょうか。

(答) 専門員は、新たに雇用されるものに限定されず、当該養成施設の判断により既存職員を充てることも可能です。

その場合、養成施設の既存職員として実施される通常業務と本事業にかかる業務について、人件費等の経費を明確に区分する必要があります。

問6 専門員は複数配置も可能でしょうか。

(答) 補助単価の範囲内で、複数配置は可能です。

(4) その他

問7 本校でこれまで実施していた活動の見直しや拡大等の場合も補助対象となりますか。

(答) 養成施設が既に実施している事業であっても、本事業に該当する内容であれば補助対象となります。

問8 本事業において、地域団体との連携による福祉・介護分野のイメージアップ活動の一環として、広報効果を高めるため、テレビCMや新聞広告等のマスメディアを利用することは可能ですか。

(答) 広報経費については、必要性や費用対効果等を十分精査されたうえで、本事業の趣旨・目的に合致したものであれば可能です。

2 潜在的有資格者等養成支援事業

問1 実施主体は養成施設、その他県が認める者とされていますが、具体的にはどのような者が対象となりますか。

(答) 介護福祉士等の職能団体や施設・事業所等の当事者協会も対象とします。

問2 研修メニューの広報を対象経費としてよいでしょうか。

(答) 広報経費については、必要性や効果等を十分に精査した上であれば、参加者募集や研修メニュー案内等にかかる広報経費を対象経費として差し支えありません。

問3 受講料の徴収は可能でしょうか。また、徴収する場合は、事業費（補助単価）から控除しなければならないでしょうか。

(答) 研修実施に必要な経費が補助対象を上回る場合は、受講料を徴収しても差し支えありませんが、その場合であっても、参加者の負担を適正な水準にとどめ、多くの参加が得られるよう、当該受講料は、なるべく無料又は低廉として下さい。

問4 養成施設が自らの施設で研修を行う場合、研修会場にかかる費用（加算）を補助対象として充てることは可能でしょうか。

(答) 養成施設が自らの校舎等で研修を実施する場合は、研修会場費用を計上することは認められません。

養成施設以外の団体が、養成施設を研修会場として使用し、会場借上費が発生する場合は、対象として差し支えありません。

問5 講師に補助対象養成施設等の教員を充てた場合、当該教員への謝金等の支払は可能でしょうか。

(答) 可能です。ただしこの場合、教員本来の給与と本事業にかかる謝金による経費を明確に区分する必要があります。

問6 養成施設が、研修の一部を福祉人材センター等に委託することは可能でしょうか。

(答) 養成施設が、研修の一部を福祉人材センター等に委託した方が事業を効果的に実施できると認められる等の理由がある場合は、委託して差し支えありません。
なお、事業の過半を委託するようなことは、実施主体として適当ではありません。

問7 「潜在的有資格者再就業支援研修」、「高齢者等参画支援研修」及び「障害者就労支援研修」を実施する場合は、受講修了者の就労動向を把握することとされていますが、受講終了後いつまでの間の就労人数となりますか。

(答) 事業実施年度の年度末までの人数を報告して下さい。

問8 研修メニュー中、「潜在的有資格者再就業支援研修」については、3福祉士（社会、介護、精神保健）等の資格を有しなくても受講対象となりますか。

(答) 「潜在的有資格者再就業支援研修」は、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパー等の専門的な資格を有する者の再就業を支援するための研修として実施するものであり、これらの資格を有していない者に対する研修については、本事業で想定されている他の研修等の活用を活用することとなります。

問 9 「キャリアアップ支援研修」とは、具体的にどのような研修でしょうか。

(答) 「キャリアアップ支援研修」とは、現に福祉・介護サービスに従事する者であって、独自に職場外で研修等を受けることが困難な者等に対し、資質の向上を図り、キャリアアップを支援するための研修を行うものです。

問 10 研修実施後の就労率等は、補助要件になりますか。また、就職先、勤務形態、勤務内容について要件がありますか。

(答) 研修後の就労率や就職先等を補助要件にすることはありません。
ただし、受講修了者の就労働向を把握した上で、効果のみられない研修については、実施方法等を見直す必要があります。

3 複数事業所連携事業

問1 この事業を活用したいが、どこに相談したらよいでしょうか。

(答) コーディネーターは、青森県福祉人材センター（社会福祉法人青森県社会福祉協議会内）に設置しています。ユニットを独自に組める場合若しくは5つの施設や事業所でユニットが組めない場合でも、コーディネーターへ登録をお願いいたします。

連絡先 〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階
青森県福祉人材センター（社会福祉法人青森県社会福祉協議会内）
電話：017-777-0012

問2 同一法人の複数施設・事業所によるユニット形成は可能でしょうか。

(答) 同一法人が設置する施設・事業所のみで単一のユニットを組むことはできません。

問3 事業所と養成施設でユニットを構成することは可能でしょうか。

(答) 本事業の趣旨に照らし、適切に実施されると認められる場合は可能です。

問4 本事業を実施する際、必ず5施設以上なければならないでしょうか。

(答) 本事業は、原則、5以上の事業所等からなるユニットにより、ネットワークを形成し、共同で活動を行うこととしています。

ただし、近隣の事業所等が限られているなど、5以上の事業所等からなるユニットを組めない事情がある場合は、本事業の趣旨に照らし適切に実施されるものと認められれば、5未満であっても複数事業所等によるユニットを対象とします。

問5 ユニット中に参加要件を満たす施設が過半数あれば、他の施設・事業所が参加要件を満たしていなくても、ユニットを形成することは可能でしょうか。

また、訪問介護事業所等、定員がない事業所の場合は、どのように判断すればよいでしょうか。

(答) 対象施設・事業所については、青森県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱第3の3の(3)において、「次の要件のいずれかを満たす施設等が主として参加する」ことを要件に、知事が認めることとしており、設問のようなユニット形成は可能です。

また、定員のない事業所については、1か月の利用者平均人数を目安に判断することになります。

問6 1つの事業所が複数のユニットに所属することは可能でしょうか。

例えば、職員募集についてはAユニットに所属し、研修についてはBユニットに所属するという場合は対象となるでしょうか。

(答) 典型的には、一つのユニットが、必要に応じて合同の職員募集や研修、人材交流を行うことが想定されますが、設問のようにユニットごとに特定の事業に特化して行う場合には、複数のユニットへの参加は認められます。

問7 公立の施設・事業所は対象となりますか。

(答) 公立の施設・事業所が本事業に参画することを妨げるものではありませんが、一般に、自治体から運営費補助を受けている場合が多いことから、原則、補助対象外として取り扱います。

問8 ユニットの形成する事業所間で、役割分担や超過事業費の負担割合等について、協定や覚書等で定める必要はありますか。

(答) 事業実施後に不要なトラブルが生じないよう、各ユニットで必要に応じ定めて下さい。

問 9 各ユニットへの補助対象経費として、事業実施に伴い直接的に支出されるもの（講師謝金、会場賃借料、配布資料代等）以外に、ユニットを構成する事業所の管理的経費（事務機器レンタル代、事務補助アルバイト賃金等）を加えることは可能でしょうか。

（答）本事業は、複数事業所の共同による事業の実施に要した費用に対し補助を行うものであり、その範囲内であれば対象経費とすることは可能ですが、十分精査した上で実施をお願いします。

問 10 研修内容に応じ、ユニット外事業所職員や近隣住民等が参加することは可能でしょうか。また、その際、参加費を徴収することは可能でしょうか。

（答）ユニットで実施する研修会に、ユニット参加事業所職員以外の者を参加させることは、事業の趣旨を損なわない範囲において可能です。その際、研修会参加費を徴収することも可能ですが、参加者の負担は適正な水準として下さい。

問 11 求人活動のみ実施するユニットや合同研修のみ実施するユニットへの補助は可能ですか。

（答）可能です。

問 12 共同で求人活動を行う場合、新聞広告等のメディアを利用して行う広告費を本事業の対象経費としてよいでしょうか。

（答）必要性や効果等を十分精査した上で、対象経費とすることは可能です。

4 職場体験事業

問1 職場体験事業の日数等について何か基準等がありますか。

(答) 日数については、10日以内としています。概ね3日程度は体験日数が必要と考えます。しかしながら、参加者の都合等により3日間参加出来なかった場合でも本事業の対象とします。

問2 参加者が受入施設で体験する業務の内容に関する計画は、個々の受入施設で作成する必要がありますか。

(答) 受入施設で体験する業務の内容については、簡単なカリキュラムをお示しますが、参加者の日数などにより個々の受入施設で適宜、体験業務の内容の検討をお願いします。

問3 職場体験参加者の資格は、以下のような場合も参加は可能でしょうか。

- ・普通科の高校に通う生徒
- ・他の施設や事業所からの転職を考えている方
- ・ボランティアや学校の単位取得等のための実習生

(答) 実施要綱にあるとおり中学生以上を対象としますが、現に他の事業や制度により体験が実施されている場合には、対象外となります。

また、種別が異なる施設・事業所からの転職を考えている方については、対象とします。ボランティアや学校の単位取得等のための実習生については、対象外となりますので留意願います。

問4 職場体験は、1人1回限りとされていますが、マッチング機能を高めるためにも様々な施設の現場を体験することが重要と考えます。例えば最初は介護施設、2回目は障害者施設等複数の事業所で体験するなどの実施方法は可能でしょうか。

(答) 参加者の希望や就労条件等を考慮し、事業の趣旨に照らし適切に実施できると認められる場合は、種類の違う複数の事業所を対象とすることも差し支えありません。
なお、この場合においても、同一事業所への参加は、1人1回限りとします。

問5 職場体験参加者の食費や被服費（ユニフォーム代）を費用から支出することはできますか。

(答) 設問の経費は対象となりません。

問6 職場体験参加者にかかるボランティア保険の加入、感染症検査等の受診などの経費は受入費用（5,920円）で対応したいと考えていますが、これらの費用は、参加者から費用徴収すべきでしょうか。

(答) 設問のような経費は、受入費用（5,920円）の中で対応していただいてもかまいません。
なお、必要経費がこれを上回る場合は、参加者の負担がなるべく少なくなるよう配慮の上、実費相当分を徴収することも可能です。